

新設分割に係る事前開示書類
(会社法第 803 条及び会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項)

株式会社関通
2026 年 2 月 13 日

2026年2月13日

新設分割に係る事前開示書面

兵庫県尼崎市西向島町111-4
株式会社関通
代表取締役 達城 久裕

株式会社関通（以下「分割会社」といいます。）は、2026年2月13日付分割計画書に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、当社のサイバーセキュリティコンサルティング事業（以下「対象事業」といいます。）に係る権利義務を、新設分割（以下「本会社分割」といいます。）により設立する当社の完全子会社「Cyber Governance Lab 株式会社」に承継させることを決議いたしました。

当社が、本件分割に関して会社法第803条及び会社法施行規則第205条の定めるところにより、開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 新設分割計画の内容

2026年2月13日付新設分割計画書の内容は、別紙のとおりです。

2. 本件分割の対価の定め相当性に関する事項

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新会社は、本件分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。かかる株式数につきましては、当社が新会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新会社の効率的な管理等を考慮してこの株式数が相当であると判断しております。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項

当社は、新会社の資本金及び準備金の額を、新会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第5条記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

3. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 効力発生日以後における当社の債務及び新会社の債務（当社が新設分割により新会社に承継させるものに限る。）の履行見込みに関する事項

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の2025年2月28日現在の貸借対照表における資産の額は、負債の額を上回っております。また、本件分割の効力発生日においても資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。さらに、本件分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

以上より、本件分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2)新会社の債務の履行の見込みについて

本件分割の効力発生後における新会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれております。また、本件分割の効力発生日以後において、新会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されております。

以上より、本件分割の効力発生日以後における新会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本件分割の効力発生日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置きいたします。

以上

(別紙)

分割計画書

株式会社関通（以下「甲」という）は、当社の事業の一部を新たに設立する Cyber Governance Lab 株式会社(以下「乙」という)に承継させるために会社分割（以下「本件分割」という）を行うものとし、次の通り分割計画書（以下「本計画書」という）を定める。

第1条（分割の方法）

甲は、サイバーセキュリティコンサルティング事業（以下「本件事業」という）を乙に承継させるために、新設分割を行う。

第2条（分割期日）

本件分割の分割期日は、2026年4月1日とする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、甲の取締役会の承認を得て分割期日を変更することができる。

第3条（設立会社の定款、商号及び住所）

乙の定款は、別紙1「定款」の通りとし、本店所在地は、以下の通りとする。

商号：Cyber Governance Lab 株式会社

住所：兵庫県尼崎市西向島町111番地の4

第4条（株式）

乙が本件分割に際して発行する株式は、普通株式1,000株とし、その全てを甲に割り当て交付する。

第5条（資本金および準備金）

新会社の資本金の額は、金20,000,000円とし、資本準備金、利益準備金、資本剰余金、利益剰余金、および分割交付金はいずれも0円とする。

第6条（承継する権利義務等）

- 乙が、本件分割により、甲から承継する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務（以下「本承継対象権利義務」という）は、別紙2「承継権利義務明細」に記載の通りとする。
- 本件分割による甲から乙への債務及び義務の承継は、重疊的債務引受の方法による。

第7条（新会社の取締役）

新会社の最初の取締役は、以下の通りとする。

取締役：達城利元

第8条（本計画書の変更及び解除）

本計画書の効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態若しくは経営状態に重要な変更が生じたとき又は本計画書の目的の達成が困難になったときは、甲及び乙が協議の上、本件分割の条件その他本計画書の内容を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第9条（簡易分割）

甲は、会社法第805条の規定により、株主総会の承認を得ないで新設分割を行う。

第10条（規定外事項）

本計画書に定めるもののほか、本件分割に必要な事項は、本件分割の趣旨に従い、甲がこれを決定することができる。

2026年2月13日

（甲）
兵庫県尼崎市西向島町111-4
株式会社関通
代表取締役 達城 久裕

別紙1

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、Cyber Governance Lab 株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) サイバーセキュリティに関する会員制度の企画、運営及び会員向けサービスの提供
- (2) サイバーセキュリティ及び情報システムに関する調査、研究、企画、導入支援、設定代行及びコンサルティング業務
- (3) コンピューターシステムを利用した情報ネットワーク及びそのセキュリティに関するコンサルティング、診断、性能評価及び監視サービス業務
- (4) 企業経営、サイバーセキュリティ及び情報システムに関するコンサルティング業務
- (5) サイバーセキュリティに関するプラットフォームの企画、開発、運営及び管理
- (6) 損害保険、生命保険、再保険その他の保険商品の代理業務、媒介業務、募集に関する業務及びこれらに附帯関連する業務
- (7) 保険販売に付随または関連したサイバーセキュリティ診断、診断結果に基づく改善・運用サポート、監視サービス等の代理業務及び関連サービス提供
- (8) サイバーセキュリティに関する教育、研修、セミナー及びコンテンツ企画、制作、販売並びにその代理業務
- (9) 企業経営・人材育成に関する教育、研修、コンサルティング及び関連コンテンツの企画・販売
- (10) 経営、業務効率化及び内部統制に関するコンサルティング業務
- (11) IT エンジニアおよび物流コンサルタントの育成、教育、研修、訓練およびその受託業務
- (12) AI・IoT・RPA 等を活用したデジタルトランスフォーメーション (DX) 支援に関する業務
- (13) データ分析・利活用・連携、AI モデルの企画、開発、運用及びこれらに関連する業務
- (14) ブロックチェーンその他の分散型台帳技術に関するシステム及びサービスの企画、設計、開発、構築、販売、運用並びにコンサルティング業務
- (15) ソフトウェア、クラウドサービス、アプリケーションの販売、賃貸、利用権 (ライセンス) の取得及び再販売、営業代行並びに保守に関する業務
- (16) サーバー、ネットワーク機器、コンピュータおよび周辺機器の設置、構築、設定、保守、管理、導入支援およびキitting業務
- (17) 物流システム、倉庫管理、在庫管理、輸配送効率化等に関するコンサルティング業務およびその企画、設計、導入、運用支援に関する業務
- (18) マテリアルハンドリングに係る自動化装置、搬送設備、物流機器の企画、設計、開発、製造、販売、構築、保守および運用管理に関する業務
- (19) 国内外の企業・団体との共同研究・開発、共同事業及びこれらに附帯関連する業務
- (20) 上記各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を兵庫県尼崎市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のみを置く。

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第12条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。

3 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届け出)

第14条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(募集株式の発行)

第15条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によってする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
- 3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役の過半数の決定により定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第16条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

(招集手続の省略)

第17条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第18条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第20条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間、

同項の書面又は電磁的記録を当会社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

- 第21条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。
- 2 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

- 第22条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、株主総会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、代表取締役

(取締役の員数)

- 第23条 当会社の取締役は1名以上5名以内とする。

(取締役の選任)

- 第24条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第25条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第26条 当会社は、株主総会の決議によって、代表取締役を定める。
- 2 代表取締役のうち1名を社長とする。
- 3 必要に応じて、取締役の過半数の決定をもって、取締役の中から副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
- 4 取締役1名の時は、当該取締役を代表取締役社長とする。

(業務執行)

- 第27条 社長は会社の業務を統轄し、副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。
- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役の報酬等)

- 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第29条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第30条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第31条 剰余金の配当及び前条の中間配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。配当金には利息を付けない。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第32条 当社の設立に際して出資される財産の価額は次のとおりとする。
金 20,000,000 円

(設立時発行株式に関する事項)

第33条 当社の設立時発行株式に関する事項は、次のとおりとする。

発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数	
普通株式	1,000 株
設立時発行株式と引換えに払込む金銭の額	
1株につき	金 20,000 円
成立後の株式会社の資本金の額に関する事項	
資本金	金 20,000,000 円

(最初の事業年度)

第34条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から2027年2月28日までとする。

(発起人)

第35条 発起人の氏名又は名称、住所並びに発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及びその払込金額は、次のとおりである。

兵庫県尼崎市西向島町111番地の4
株式会社関通
普通株式 1,000 株 金 20,000,000 円

(定款に定めのない事項)

第36条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、Cyber Governance Lab 株式会社を設立のため、発起人 株式会社関通の定款作成代理人であるグリーン司法書士法人(会社法人等番号1200-05-016315) 代表社員山田慎一は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

令和8年2月13日

発起人 株式会社関通

上記発起人1名の定款作成代理人
大阪府中央区高麗橋四丁目5番2号
高麗橋ウエストビル2階
グリーン司法書士法人
(会社法人等番号1200-05-016315)
代表社員 山田慎一

承継権利義務明細

本件分割により、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、次のとおりとする。

なお、資産および債務の評価は、2025年11月30日時点の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割期日の前日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 本件事業に属する資産

1 流動資産

本件事業に属する流動資産。ただし、売上債権、及び未収入金その他流動資産のうち、現預金、定期預金、利用者未収金など、別途甲が承継資産から除外する旨を指定したものを除く。

2 固定資産

本件事業に属する固定資産。ただし、有形固定資産・無形固定資産・その他固定資産のうち、土地・建物・附属設備・差入保証金など、別途甲が承継資産から除外する旨を指定したものを除く。

3 負債

本件事業に属する負債。ただし、流動負債・固定負債のうち、長期借入金・リース資産・リース債務など、別途甲が承継負債から除外する旨を指定したものを除く。

2. 本件事業に属する契約上の地位(雇用契約以外)

本件事業に属する契約上の地位及びこれに付随する権利義務。ただし、別途甲が除外する旨を指定したものを除く。

3. 本件事業に属する雇用契約

本件分割の分割期日の直前において甲が締結している本件事業に主として従事する従業員との間の雇用契約及びこれに基づく一切の権利義務。ただし別途甲が除外する旨を指定したものを除く。

4. 本件事業に属する許認可

本件事業に属する許認可等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲が引き続き保有する必要のあるものを除く。

以 上